

食品安全委員会（第752回会合）議事概要

日時:令和元年8月6日(火) 14:00~15:35
場所:食品安全委員会大会議室
出席者:佐藤委員長ほか6名出席
傍聴者:報道 0名、行政機関12名、一般 2名

議事概要

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・添加物 1案件

食品添加物公定書追補の作成のための「食品、添加物等の規格基準」(昭和34年厚生省告示第370号)の改正に関する事項について(厚生労働省からの説明)

→厚生労働省から説明。

本件について、

① 既存添加物「イソアルファー苦味酸」、「カプリル酸」、「カプリン酸」、「ステアリン酸」、「パルミチン酸」、「ベヘニン酸」、「ミリスチン酸」、「ラウリン酸」及び「生石灰」に係る成分規格を作成することについては、既に使用されている添加物であり、当該添加物の品質をより確保するため、新たに成分規格を設定するものであること、

② 指定添加物「アセト酢酸エチル」の成分規格に関し、純度試験の改正を行うことについては、一般試験法で規定された操作法との整合を目的としたものであること、

から、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられるとし、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

・農薬 2品目

[1]オキサチアピプロリン [2]シクラニリプロール
(厚生労働省からの説明)

・農薬及び添加物 1品目

アゾキシストロビン
(厚生労働省からの説明)

→厚生労働省及び吉田委員から説明。

農薬「オキサチアピプロリン」及び「シクラニリプロール」については、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められ

ないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとなった。

農薬及び添加物「アゾキシストロビン」については、農薬専門調査会において審議することとなった。

・化学物質・汚染物質 1案件

水道により供給される水の水質基準の改正について（六価クロム化合物）

（厚生労働省からの説明）

→厚生労働省、担当の川西委員及び事務局から説明。

本件について、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないことから、評価内容の改定は行わず、今回の諮問に係る経緯のみを評価書に盛り込むこととする審議結果が了承され、これを評価結果としてリスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

（2）農薬専門調査会における審議結果について

- ・「ジクワット」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「ピリミジフェン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「プロフラニリド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田委員及び事務局から説明

本件について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

（3）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「ジャガイモ疫病抵抗性、低遊離アスパラギン、低還元糖及び低ポリフェノール酸化酵素ジャガイモSPS-000Y9-7」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「除草剤グルホシネート耐性及び雄性不稔セイヨウナタネMS11」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の川西委員及び事務局から説明

本件について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
・農薬「ピリプロキシフェン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件について、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、「ピリプロキシフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.1 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を3 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。